

第247回神奈川県都市計画審議会[審議案件の概要]

日時：令和7年8月27日（水）13:30～16:45（予定）
場所：神奈川県庁本庁舎3階 大会議場（Web併用）

審議案件

1 第8回線引き見直しについて（84案件）

政令指定都市を除く県内全26都市計画区域について、次のとおり、線引き見直しに関連した案件を御審議いただくものです。

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（26案件）

都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、当該都市計画区域における主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、政令指定都市を除く県内全26都市計画区域）

(2) 区域区分の変更（23案件）

令和2年に実施した都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市計画区域における適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、区域区分の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、横須賀、鎌倉、逗子、三浦、葉山、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、愛川、平塚、藤沢、茅ヶ崎（茅ヶ崎市及び寒川町）、秦野、伊勢原、大磯、二宮、小田原、南足柄、大井（大井町及び中井町）、松田及び開成の23都市計画区域）

(3) 都市再開発の方針の変更（16案件）

計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を定め、適切な規制・誘導を図るため、都市再開発の方針の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、横須賀、鎌倉、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、平塚、藤沢、茅ヶ崎（茅ヶ崎市及び寒川町）、秦野、伊勢原、小田原、南足柄、大井（大井町及び中井町）及び松田の16都市計画区域）

(4) 住宅市街地の開発整備の方針の変更（18案件）

大都市地域における都市計画区域について、実現すべき住宅市街地のあり方や良好な住宅市街地の整備又は開発の方針を定め、良好な居住環境の整備、誘導を

図るため、住宅市街地の開発整備の方針の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、横須賀、鎌倉、三浦、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、愛川、平塚、藤沢、茅ヶ崎（茅ヶ崎市及び寒川町）、秦野、伊勢原、二宮、小田原、大井（大井町及び中井町）及び開成の18都市計画区域）

(5) 防災街区整備方針の変更（1案件）

大和都市計画区域において、土地区画整理事業完了に伴い、密集市街地内の各街区について防災地区としての整備が図られたため、防災街区整備方針を廃止するものです。（対象とする都市計画区域は、大和都市計画区域）

2 用途地域の指定のない区域における建築基準法による容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さを定める区域及び数値の指定

海老名市、寒川町及び中井町において、第8回線引き見直しにより市街化調整区域に編入されることから用途地域の指定がなくなる区域について、建築基準法の規定に基づき、容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの数値を指定するものです。